

一般競争入札方式（単体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年7月19日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 業務の概要

- (1) 業務名：県営真玉橋市街地住宅外壁等改修工事設計業務
- (2) 建設場所：豊見城市地内
- (3) 業務概要：以下の工事に係る設計業務
県営真玉橋市街地住宅外壁等改修工事
 - ・用途：共同住宅
 - ・構造階数：鉄筋コンクリート造、10階建て
 - ・延べ面積：3棟、計22,263㎡
- (4) 履行期限：契約締結日の翌日から令和2年2月28日まで
- (5) 本業務は価格競争方式で、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。
※紙入札を希望する場合は、「沖縄県電子入札運用基準」へ紙入札方式参加申請書・紙入札方式移行申請書を掲載しているので、ダウンロードして入手し、原則、入札参加資格審査申請書の提出までに必要な手続きを経ること。
- (6) 資格審査方法は事後審査型（※入札参加資格の審査を開札後に行う）とする。

2. 入札参加者に要求する資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 沖縄県土木建築部における平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
- (3) 入札参加資格審査申請書等の提出期限日から落札者決定の日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (6) 南部土木事務所管内に主たる営業所があり、沖縄県土木建築部施設建築課が作成した「平成31・32年度建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）」におけるBランクの者であること。
- (7) 以下のア及びイ全ての項目に該当する1件以上の実績（以下「業務実績」という）を有していること。
 - ア 平成21年4月1日以降、入札日までに契約履行が完了した業務実績
 - イ 以下を満たす施設に係る業務実績
 - 建築物用途 ー

主たる構造 鉄筋コンクリート造
延べ面積 2,000㎡以上
設計等の内容 基本設計及び実施設計（改修工事設計も含む）
発注者 国、他の地方公共団体（※1）、その他の公共団体（※2）又は独立行政法人等（※3）（以下、「公共団体等」という。）

- ※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。
※2 その他の公共団体は、公共組合（健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合等）、営造物法人（公庫、公団、事業団）、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公団）をいう。
※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。

3. 配置技術者に要求する要件等

- (1) 管理技術者（※4）として一級建築士が配置できること。
- (2) 管理技術者は、平成21年4月1日以降に完了した1件以上の「業務実績」を有していること。
- (3) 管理技術者は、過去3ヶ月以上にわたり参加希望者と直接的な雇用関係があること。
- (4) 主任担当技術者（※5）は、沖縄県土木建築部における平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に建築関係コンサルタントとして登録されている事務所に所属している者であること。
- (5) 管理技術者及び分担業務分野（※6）が「総合」の主任担当技術者は、入札参加資格審査申請書の提出者の組織に所属していること。
- (6) 管理技術者は、「総合」の主任担当技術者を兼任することができる。
- (7) 主任担当技術者は、下記の表に掲げるいずれかの資格を有すること。

表

分担業務分野	資 格
総 合	一級建築士、二級建築士

- (8) 管理技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず、未契約の業務を含む。）の契約金額が2.5億円未満かつ件数が5件以下であること。
- (9) 主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず、未契約の業務を含む。）の契約金額が1億円未満かつ件数が2件以下であること。
- (10) 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が沖縄県の平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し登録された者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。

注：※4 「管理技術者」とは、「建築工事設計業務委託契約書」（平成31年3月7日土技第1531号）第15条の定義による。

※5 「主任担当技術者」とは、監理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※6 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業務内容
建 築	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」

4. 手続等

- (1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県土木建築部施設建築課企画班
TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和元年7月19日（金）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

【入札情報システム】 <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書等の提出方法等

ア 入札日時等

(ア) 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：令和元年8月5日（月）9時00分

入札書提出締切日時：令和元年8月5日（月）15時00分

(イ) 持参による場合

持参日時：令和元年8月6日（火）9時50分

持参場所：沖縄県庁11階 第2入札室

(ウ) 開札日時：令和元年8月6日（火）10時00分

イ 落札候補者の選定及び事後審査の実施

開札後、落札決定を保留し、事後審査を実施する。

ウ 審査に係る申請書の提出

開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、入札参加がないものとする。

なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、当該者への申請書等の提出期限は別途通知する。

(ア) 通知日 令和元年8月6日（火）（予定）

(イ) 提出期限 令和元年8月9日（金）（予定）

(ウ) 提出方法 持参による

エ 落札者の決定方法

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。

5. その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約実績がある場合についてはこの限りではない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない場合についてはこの限りではない。

(4) 積算内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。

(5) 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合、又は書類に不備のある場合は無効とする。

(6) 関連情報の問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部施設建築課企画班

TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(7) 詳細は、入札説明書、沖縄県土木建築部競争入札心得及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 最低制限価格等

ア 本業務は、沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格（予定価格を構成する各部分）に次の割合を乗じて得た額の合計額に、「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数で乗じた価格を最低制限価格として定める。

(ア) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）の部分

- a 直接人件費の額
- b 特別経費の額
- c 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- d 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(イ) 測量業務の部分

- a 直接測量費の額
- b 測量調査費の額
- c 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

(ウ) 地質調査業務（磁気探査業務含む）の部分

- a 直接調査費の額
- b 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- c 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- d 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

ウ 本業務の予定価格は落札者決定後公表するものとする。